

児童福祉施設利用児童への学習支援業務に係る応募要件

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあつては、構成員全員が該当すること。

（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

- (1) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者に登録されている者であること又は登録される見込みであること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。

- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

②技術に関する要件

- (1) 以下の要件を満たした学習支援員を配置できること。

学習支援員は、教員免許取得者、教員免許取得へ向けて単位を履修している学生、福祉課程を専攻している大学生、施設勤務経験のある者、家庭教師等学習支援経験のある者等とする。

また、対象児童の背景や状況等について理解し、適切な支援、児童ひとりひとりに合った支援を提供できる者とする。
- (2) 学習支援員に対する研修を実施していること。

受託事業者は、学習支援員に対し、児童福祉施設への派遣前にグループワーク、ファシリテーション、就労支援・引きこもり・不登校・発達障がいや、対象児童の状態像や児童虐待についての理解、法の趣旨及びその背景等に関する研修、個人情報保護や守秘義務についての研修、被措置児童等虐待の予防についての研修のなどを実施して資質向上を図ること。また、業務開始後も、必要に応じ（発注者からの指示による場合を含む）、適宜実施すること。
- (3) 学習支援員について、以下の点に留意して派遣できること。
 - ア 学習支援員の派遣人数は、原則4名とする。なお、原則個別対応を行う女兒のユニットには女性の学習支援員を派遣すること。（学習支援員の当日の急な欠勤等により対応が難しい場合は、必ず施設職員へ相談すること。）
 - また、可能な限り、男女それぞれのユニットに同性の学習支援員を派遣すること。
 - イ 業務の現場責任者である統括支援員を1名配置すること（統括支援員は学習支援員の中から配置することとして差し支えない。）。

(ア) 統括支援員の要件

- a 統括支援員は教員免許及び学習支援等に従事した経験を有していること。
- b 学習支援担当者等への指導や助言業務に従事した経験を1年以上有する者や学校長経験者。
- c 業務実施日に統括支援員を配置できないときは、アの学習支援員の中から1名を代行させること。
- d 学習支援員との兼務を可とする。

(イ) 統括支援員の役割

学習全般を総括し、個々の対象児童に応じた学習内容を充実させるとともに、対象児童の適切な学習支援環境の確保に努める。

- a 対象児童への学習支援
- b 学習支援員に対する助言・指導
- c 学習内容の多様化、対象児童の意欲の追求など、学習支援の充実
- d 対象児童の学習時間中の様子、進捗状況などを施設職員と共有

(4) 以下の学習支援方法を実施できること。

ア 学習支援員は、対象児童が有している基礎・基本の学力及び体力を維持（基礎学力が著しく低い児童には学力を向上）できるよう、教材を用いた学習支援等を行うこと。

なお、学習用教材については、対象児童が日曜日・祝日にも自主学習に取り組めるよう、児童福祉施設内に常備しておくこと。

【学習支援方法の一例】

- ・学習用教材（テキストを中心とし、プリントや対象児童の持ち込み教材（長期休暇の宿題を含む）等）を使用し、適宜添削指導等を行う。
- イ 対象児童に対し、入所時テストを実施することにより学力を把握し、その結果を施設職員へ報告すること。
- ウ 学習支援員は、入所時テストの結果等をもとに、対象児童一人ひとりに合わせた学習支援方針を策定すること。
- エ 使用する教材・道具については、対象児童一人ひとりの学力・体力レベルに応じたものを使用すること。
- オ 必要に応じて、対象児童の在籍する学校（以下「学校」という。）の中間・期末試験や学力テスト等に向けた試験対策を行うこと。また、学校の定期テスト等の児童福祉施設内での実施に適宜協力すること。
- カ 必要に応じて、中学校・高等学校・大学等受験、高等学校卒業程度認定試験、漢字検定や数学検定、英語検定等に向けた試験対策を行うこと。
- キ 施設のスケジュールや施設職員からの要望に応じて、適宜スポーツ等レクリエーションの支援を行うこと。

【スポーツ等レクリエーションの支援方法の一例】

- ・屋外及び屋内での運動、工作（折り紙等）等を行う。
- ク 契約締結後、業務委託開始までに発注者と学習支援方法について打ち合わせを行うこと。

③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

- ア 個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

【管理方法の一例】

- ・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。
- イ 事業の概要に沿った人員配置であること。
- ウ 事業の概要の記載のある学習方法による支援が実現可能な体制であること。

④業務実績に関する要件

国又は地方公共団体との間で児童福祉施設利用児童への学習支援業務について締結した契約について、以下の条件を満たした実績を有していること。

- ア 対象学年が小学1年生から高校3年生であること。
- イ 令和3年4月1日から公示の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。